

○和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

制定	平成17年	5月31日	告示第86号
改正	平成18年	5月23日	告示第73号
改正	平成20年	3月27日	告示第45号
改正	平成25年	3月29日	告示第49号
改正	平成27年	4月1日	告示第68号
改正	令和3年	4月1日	告示第38号
改正	令和3年	7月28日	告示第200号
改正	令和5年	10月1日	告示第228号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の自主的な防災活動の促進を図るため、自治会等を単位とした組織（以下「自主防災組織」という。）の防災活動に対し、予算の範囲内において和光市自主防災組織活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象組織)

第2条 補助の対象となる組織は、市内に住所を有するおおむね20世帯以上で構成される次に掲げる自主防災組織とする。

- (1) 自治会を単位とするもの
- (2) その他市長が特に認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災に関する訓練を行う事業及び防災知識を普及するために行う事業（以下「防災訓練・啓発事業」という。）
- (2) 別表に定める防災資機材の購入及び修理等を行う事業（以下「防災資機材整備事業」という。）

(補助金の額)

第4条 自主防災組織への補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

補助対象事業	補助金の額及び補助限度額
防災訓練・啓発事業	当該事業に要する経費の額、150円に当該自主防災組織の世帯数を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額
防災資機材整備事業	当該事業に要する経費の額に4分の3を乗じて得た額又は15万円のいずれか少ない額

2 前項に規定する補助金の額の算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日現在のものとする。ただし、年度途中で設立の届出をした自主防災組織については、当該届出をした日における当該自主防災組織の世帯数とする。

(自主防災組織の設立等)

第5条 自主防災組織を設立したときは、その代表者は、和光市自主防災組織設立届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 組織の規約

(2) 自治会を単位とする組織以外の組織にあっては、組織を構成する世帯の名簿又は世帯数が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 自主防災組織の代表者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 組織の代表者

(2) 組織の規約

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、補助金を受けようとする年度の9月末日までに、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請(次条において「交付申請」という。)は、第3条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに同一年度内において1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該交付申請をした自主防災組織に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織は、補助対象事業が完了したときは、和光市自主防災組織活動実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、第3条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに行うことができる。

（補助金の交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告の内容が適正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付額確定通知書（様式第5号）により当該報告をした自主防災組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、当該補助金に係る証拠書類を当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、第7条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） この告示に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 第9条第2項の規定により補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（助言、指導等）

第12条 市長は、自主防災組織に対して、補助対象事業の適正な実施に必要な助言、指導等を行うことができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年告示第73号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年告示第45号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第49号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第68号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第38号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第200号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年告示第228号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

種別	品目
倉庫	防災用資機材倉庫
救出・救護・避難用具	ブルーシート・テント・担架・車椅子・リヤカー・発電機・ガソリン携行缶・投光器・災害用トイレ用品
給食用具	鍋・かまど・コンロ・備蓄燃料・調理器具・食器
初期消火用具	バケツ・消火器（詰替えを含む。）・可搬式ポンプ・スタンドパイプ・消火ホース
医薬品・感染症対策	救急箱・備蓄医薬品・マスク・フェイスシールド・手袋・アルコール消毒液
その他	市長が必要と認めるもの

備考

- 1 家庭用スプレー消火器の購入及び廃棄に係る費用は補助対象外とする。
- 2 購入した資機材は個人貸与をせず、通常時はまとめて保管し、災害時及び訓練時にのみ使用すること。
- 3 種別の項のうちその他に該当する物品の購入を検討する場合は、市長と事前に協議し、許可を受けること。

様式第1号（第5条関係）

和光市自主防災組織設立届

年 月 日

和光市長 様

代表者 住所
氏名
電話番号

自主防災組織を設立したので、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

自主防災組織の名称	
設立年月日	年 月 日
組織を構成する 自治会等	自治会の名称
	自治会以外の団体の名称
組織の世帯数	世帯
事務所	住所 電話番号
添付書類	1 組織の規約 2 組織を構成する世帯数が確認できる書類 3 その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書

年 月 日

和光市長 様

自主防災組織の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 世帯数 _____ 世帯

2 補助対象事業の内容

(1) 防災訓練・啓発事業

実施目的	
実施内容	<input type="checkbox"/> 避難誘導訓練 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input type="checkbox"/> 救出・救護訓練 <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 <input type="checkbox"/> 防災資機材を活用した訓練 <input type="checkbox"/> 給水訓練 <input type="checkbox"/> 災害シミュレーション訓練 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者対策訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する講演等の実施 <input type="checkbox"/> 防災に関する資料展示 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
実施予定日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
実施予定場所	
参加予定人数	世帯 人

(2) 防災資機材整備事業

保管場所 _____

整備内容 以下の表に該当する種別及び品名に○を付けてください。

種別	品名
倉庫	防災用資機材倉庫
救出・救護・避難用具	ブルーシート・テント・担架・車椅子・リヤカー・ 発電機・ガソリン携行缶・投光器・災害用トイレ用品
給食用具	鍋・かまど・コンロ・備蓄燃料・調理器具・食器
初期消火用具	バケツ・消火器(詰替え含む)・可搬式ポンプ・スタ ンドパイプ・消火ホース
医薬品・感染症対策	救急箱・備蓄医薬品・マスク・フェイスシールド・ 手袋・アルコール消毒液
その他	

3 事業費の内訳

(1) 防災訓練・啓発事業

種類	単価	個数	計
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			ア 円
補助限度額	150円× 世帯 又は10万円のいずれか少ない額		イ 円
補助金申請額（アとイのうち、少ない額）			① 円

(2) 防災資機材整備事業

種類	単価	個数	計
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			ウ 円
補助限度額	ウ 円の4分の3（小数点以下 切捨て）又は15万円のいずれか少ない額		エ 円
補助金申請額（エの額）			② 円

(3) 合計（上記①②の計） _____ 円

様式第3号（第7条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和光市自主防災組織活動事業費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 自主防災組織の名称 _____

2 補助金交付決定額

内訳	防災訓練・啓発事業	円
	防災資機材整備事業	円
合 計		円

様式第4号（第8条関係）

和光市自主防災組織活動実績報告書

年 月 日

和光市長 様

自主防災組織の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の内容

(1) 防災訓練・啓発事業

実施成果 (具体的に記入)	
実施内容	<input type="checkbox"/> 避難誘導訓練 <input type="checkbox"/> 救出・救護訓練 <input type="checkbox"/> 防災資機材を活用した訓練 <input type="checkbox"/> 災害シミュレーション訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する講演等の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 <input type="checkbox"/> 給水訓練 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者対策訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する資料展示
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
実施場所	
参加人数	世帯 人

(2) 防災資機材整備事業

保管場所 _____

2 事業費の内訳

(1) 防災訓練・啓発事業

種類	単価	個数	計
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円
合計又は補助金交付決定額のいずれか少ない額			① 円

(2) 防災資機材整備事業

種類	単価	個数	計
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円
合計の4分の3(小数以下切捨て)又は 補助金交付決定額のいずれか少ない額			② 円

(3) 合計(上記①②の計) _____ 円

3 添付書類

- (1) 写真(実施した事業(複数の事業について報告する場合は、そのすべての事業)の様子がわかるもの)
- (2) 領収書(支出額が確認できるもの)
- (3) 明細書又は納品書(品目が確認できるもの)

4 振込先

金融機関名	銀行・信金・農協	本店・支店
口座番号	普通・当座・貯蓄 ()	
預金名義	フリガナ	

様式第5号（第9条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった和光市自主防災組織活動事業費補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 自主防災組織の名称 _____

2 交付確定額

内訳	防災訓練・啓発事業	円
	防災資機材整備事業	円
合 計		円

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)